

被用者年金一元化法が施行されました

平成24年8月に成立した「被用者年金一元化法」により平成27年10月1日から、これまで厚生年金と三つの共済年金に分かれていた被用者年金制度が厚生年金制度に統一されました。

○平成27年10月以降、厚生年金の決定・支払いは、従来どおり、厚生年金被保険者期間分は日本年金機構、共済組合等加入期間分については各共済組合等で行います。

○厚生年金に関する届書等(注)は、日本年金機構(年金事務所)または各共済組合等のどの窓口でも受け付けします(ワンストップサービス)。

(注)①平成27年10月以降に受給権が発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

主な変更事項は、次のとおりです。

◆年金相談に関する事項

共済組合等(注)が管理する年金記録のうち、平成27年10月以降に厚生年金を受ける権利が発生する被保険者および受給者の方については、日本年金機構(年金事務所)の窓口においても年金相談が可能になります。

(注)共済組合等とは、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

①日本年金機構(年金事務所)で相談が可能となるのは厚生年金に限ります。(共済年金に関する相談は行いません。)

②共済組合等が支払いする厚生年金について、年金事務所で行える相談内容は次のとおりです。

○受給者記録に関する照会

共済組合等が支払いする年金について、年金額、年金額の変更理由、支払額等に関する照会。

※年金額の根拠や改定に至った経緯等を確認される場合は、決定・処分を行った各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

○被保険者記録に関する照会

共済組合等の加入期間を有する方からの被保険者記録(加入期間や標準報酬月額等)に関する照会。

※共済組合等で管理する加入期間や標準報酬月額等の根拠を確認する場合や加入期間の調査を依頼する場合は、各共済組合等に直接照会していただく必要があります。

○年金の受給資格の有無に関する照会

厚生年金保険法に基づき年金の権利が発生する方からの年金の受給資格に関する照会。

◆届書等の受け付けに関する事項

○厚生年金に関する届書等(注)については、日本年金機構(年金事務所)または共済組合等のどの窓口においても受け付けを行います(ワンストップサービス)。

(注)①平成27年10月以降に受給権の発生した厚生年金に限ります。

②障害給付の届書等の一部の届書を除きます。

○「年金加入期間確認通知書」や「年金証書」等、他の実施機関に係る加入期間や年金額を明らかにする書類については、原則として添付が不要となります。

◆年金の決定・支払いに関する事項

○老齢厚生年金および遺族厚生年金(長期要件)については、それぞれの加入期間ごとに各実施機関が決定・支払いを行います。

※実施機関とは、厚生労働大臣(日本年金機構)、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済を指します。

○障害厚生年金、障害手当金および遺族厚生年金(短期要件)については、それぞれ初診日または死亡日に加入していた実施期間が他の実施機関の加入期間分も含め年金額を計算し、決定・支払いを行います。

◆その他の事項

被用者年金一元化にあわせて次の事項も変更されます。

○年金額について、これまでの百円単位(50円未満切捨て50円以上切上げ)から一円単位(50銭未満切捨て50銭以上切上げ)に変更します。

○年金の各支払期の端数処理について、各支払月に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、切り捨てた金額の合計額を翌年2月に支払われる年金額に加算します。

○老齢厚生年金を受けている方が国会議員または地方議会議員である場合、議員報酬の月額および期末手当の額と年金の額に応じて、年金の一部または全額が支給停止となります。

問い合わせ先

●中村年金事務所 お客様相談室

名古屋市千代田区太閤1-19-46

☎052-451-3480

●●国民年金からのお知らせ●●

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

平成27年の年末調整や確定申告について、国民年金保険料の社会保険料控除を受けるためには、納付した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要となります。

国民年金保険料は、納付した全額が社会保険料控除の対象となります

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、世帯主および配偶者も連帯して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付したときは、その納付額の全額が納付した方の所得税などの社会保険料控除の対象となりますので、年末調整などの手続きの際にご自身の保険料額と合算して申告してください。なお、この場合には、ご家族分の証明書や領収書を添付する必要があります。

◆11月上旬発送 …… 本年1月から9月30日までに国民年金保険料を納められた方。

(証明書の内容は、本年1月から9月30日までに納付された国民年金保険料額と、口座振替など年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です)

納付忘れなどがある場合も、年内に納付されれば、今年分の控除として申告することができます。

◆2月上旬発送 …… 年の途中から国民年金に加入された場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納められた方。

(10月1日以降今年中に納付された国民年金保険料額)

※証明書を紛失されたときは、下記専用ダイヤルもしくは年金事務所でも再交付の手続きをしてください。

問い合わせ先

<ねんきん定期便・ねんきんネットなど専用ダイヤル>

☎0570-058-555 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1144 自動音声案内「3」を選択お願いします。

<受付期間>平成27年11月2日(月)～平成28年3月15日(火)

月～金曜日：午前9時～午後7時、第2土曜日：午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

保険料は忘れずに納めましょう!!

国民年金保険料の納め忘れはありませんか? 保険料は20歳から60歳になるまでの40年間を納めます。保険料は月額15,590円(平成27年度)で、年齢、所得に関係なく一律です。

保険料の納付は、日本年金機構から国民年金保険料納付書が届きますので、お近くの金融機関窓口、コンビニエンスストア(一部取り扱いを行っていないところがあります)などで納めることができます。

保険料の納付は安心、便利な納め忘れがない口座振替をお勧めします。保険料を前払いすると(前納)お安くなりますが、口座振替はさらに保険料が安くなる納付方法です。

口座振替の申し込みは手続きに2か月程の猶予が必要となりますのでお早めに申し込みください(申込用紙は年金事務所または金融機関窓口、市役所などにありますので、お気軽にご相談ください)。

問い合わせ先

●中村年金事務所 国民年金課

名古屋市千代田区太閤1-19-46

☎052-453-7200 自動音声案内「2」を選択お願いします。